

令和5年6月9日

議案番号	件名	ページ
行政報告	山陽小野田市土地開発公社の令和4年度決算概要及び令和5年 度事業計画概要について	1
同意第7号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第8号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第9号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第10号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第11号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第12号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第13号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第14号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第15号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第16号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第17号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第18号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第19号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第20号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
報告第1号	繰越明許費予算の繰越しについて	3
報告第2号	水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて	3

報告第3号	下水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて	3
議案第35号	令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算(第4回)について	4
議案第36号	令和5年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第1回) について	4
議案第37号	令和5年度山陽小野田市病院事業会計補正予算(第1回)につ いて	5
議案第38号	山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第39号	山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係条例の整理に関す る条例の制定について	6
議案第40号	山陽小野田市民活動センター条例の制定について	6
議案第41号	山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定につい て	6
議案第42号	山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例 に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第43号	山陽小野田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	6
議案第44号	山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正す る条例の制定について	6
議案第45号	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金 の上限の変更の認可について	7
議案第46号	山陽小野田市防災情報伝達システム整備工事(屋外スピーカー 整備)請負契約の締結について	7

本日は、令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算その他諸議案を御審議い ただくためお集まりいただきました。

議案の説明に先立ちまして、山陽小野田市土地開発公社の決算概要及び事業 計画概要の報告を受けましたので、お手元の資料を添えて御報告します。

令和4年度決算については、公有地取得事業、土地造成事業とも用地の取得 及び買収はありません。

一方、収益的収支においては、小野田・楠企業団地の売却等により、1 億1,850 万5,687 円の事業収益があり、結果的に1,268 万3,681 円の収益となりました。その結果、年度末剰余金の合計は2億2,119 万4,667 円となっております。

次に令和5年度事業計画については、用地売却事業として小野田・楠企業団地、駅南総合開発用地等を売却する予定にしております。土地造成事業としましては、小野田・楠企業団地の工事費等として200万円の支出を予定しています。収益的収支においては、事業収益等6,932万8,000円の収入、事業原価等7,966万9,000円の支出を予定しています。

土地開発公社の運営につきましては、今後とも、土地開発公社本来の目的達成のため業務の健全なる運営ができますよう適切なる指導を行ってまいります。

以上、御報告申し上げます。

それでは、ただいま上程されました同意第7号から同意第20号までについて、御 説明いたします。

同意第7号から同意第20号までは、農業委員会の委員の任命についてであります。 現委員の任期が令和5年7月19日をもって満了することから、後任委員に、この 度提出しております14名を任命するに当たり、議会の同意をお願いするものです。

委員の任命については、農業委員会等に関する法律により、原則認定農業者がその過半数を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しないものを含むこと、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること等が規定されています。

また、委員の選出方法については、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦及び募集をしなければならないとされていることから、広報2月15日号で募集を行っており、推薦及び募集の状況については、市ホームページで公表したところです。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号から報告第3号までについて、御説明いたします。

報告第1号は、令和4年度繰越明許費予算の繰越しであります。

一般会計予算において、本庁舎環境改善事業、高齢者福祉施設等整備補助 事業、刈屋漁港海岸保全施設整備事業、駅舎バリアフリー化整備事業、市道に おける防災・安全交付金事業、公共土木施設災害復旧事業等 22 事業について、 その経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基 づき、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

報告第2号及び報告第3号は、令和4年度建設改良費予算の繰越しについてであり、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。

報告第2号は、水道事業会計建設改良費予算の繰越しであります。

令和 4 年度予算で計上した建設改良費において、年度中に支払義務が発生 しなかった予算残高のうち、7,500 万円を繰り越しましたので、お手元の繰越 計算書により御報告申し上げます。

報告第3号は、下水道事業会計建設改良費予算の繰越しであります。

令和4年度予算で計上した建設改良費において、年度中に支払義務が発生しなかった予算残高のうち、3億9,429万4,985円を繰り越しましたので、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

引き続き、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第35号から議案第37号までは、令和5年度の補正予算であります。

議案第35号は、一般会計補正予算であります。

今回の補正は、ふるさと納税自動販売機設置事業、旧小野田児童館解体整備事業、小野田浄化センター施設整備事業等、取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ1億6,617万8,000円を追加し、予算総額を326億3,901万6,000円とするものです。

補正の主な内容としまして、まず歳入については、国庫支出金 136 万 9,000 円、県支出金 551 万 2,000 円、寄附金 1,250 万円、繰入金 7,769 万 3,000 円、 諸収入 1,410 万 4,000 円、市債 5,500 万円をそれぞれ増額しております。

次に歳出については、総務費では、ふるさと納税自動販売機設置事業、ふるさと支援基金積立事業等として 2,803 万 8,000 円を増額し、民生費では、介護保険特別会計繰出金の調整に伴う減はあるものの、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還金、旧小野田児童館解体整備事業等として 5,679 万 2,000 円を増額しております。また、衛生費では、小野田浄化センター施設整備事業、インボイス制度対応システム導入事業として 6,894 万 2,000 円を増額し、農林水産業費では、新規就業者等産地拡大促進事業等により 573 万 7,000 円を増額しております。

次に商工費では、小野田・楠企業団地インフラ等整備事業により 500 万円を増額し、教育費では、中央図書館施設整備事業により 166 万 9,000 円を増額しております。

なお、債務負担行為の補正において、ふるさと納税自動販売機設置事業を追加するとともに、地方債の補正として、借入限度額の追加及び変更をしております。

議案第36号は、介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 130 万 1,000 円を追加し、予算総額を 67

億4,413万7,000円とするものです。

補正の内容としましてまず歳入については、支払基金交付金 175 万円を増額し、繰入金 44 万 9,000 円を減額しております。次に歳出については、診療報酬支払基金の令和 4 年度の精算に伴う償還金 130 万 1,000 円を増額しております。

議案第37号は、病院事業会計補正予算であります。

今回の補正は、今後の医療需要やこれまでの病床の稼働実績を踏まえ病床数を 16 床削減するとともに、入院患者数の予定量を改めるほか、感染者用の病床確保に係る補助金や訪問看護ステーション事業の実施に必要な諸経費を見込んだ補正です。

補正の内容としまして、まず収益的収支の収入では、入院、外来、室料差額収益の医業収益1億1,773万円を減額し、国・県補助金の医業外収益7,488万円を増額し、訪問看護ステーション事業収益として605万円を計上し、病院事業収益を48億979万8,000円としております。

次に支出については、入院患者数の減に伴う材料費の減額を見込み、医業費用 2,520 万円を減額し、医業外費用についても、雑支出など 217 万 6,000 円を減額し、訪問看護ステーション事業費用として 1,932 万 7,000 円を計上し、病院事業費用を 50 億 6,708 万 7,000 円としております。

この結果、税処理後の損益計算では1億4,421万1,000円の単年度純損失となりました。

議案第38号は、山陽小野田市税条例の一部改正であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、 順次施行される内容についての改正です。

改正の主な内容としましては、森林環境税の施行に伴う賦課徴収方法等の規定の整備、三輪の特定小型原動機付自転車の種別割区分の見直し、自動車メーカー等の不正行為に関する再発防止策の強化、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化等に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第 39 号は、山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定であります。

これは、令和5年3月定例会において、山陽小野田市自治基本条例の一部改正について議決をいただきましたので、この改正に伴い関係条例について所要の改正を行うものです。

議案第40号は、山陽小野田市民活動センター条例の制定であります。

これは、LABV事業により整備される新施設に、市民が主体的に地域課題解決に取り組む市民活動の支援を目的とした山陽小野田市民活動センターを設置するため、条例を制定するものであります。

議案第41号は、山陽小野田市体育施設条例の一部改正であります。

これは、山陽小野田市野球場の役員・本部席及び審判控室に空調設備を導入することに伴い、使用料の額を新たに定めるため、所要の改正を行うものです。

議案第 42 号は、山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の 特例に関する条例の一部改正であります。

これは、条例第3条中の固定資産税の課税免除の規定で、令和5年3月31日までに対象施設を設置した事業者を対象としているところ、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され期間延長されたことに伴い、本市の条例においても期間を令和7年3月31日までとするため、所要の改正を行うものです。

議案第 43 号は、山陽小野田市病院事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

これは、病院事業の附帯事業として、山陽小野田市民病院の敷地内に訪問看護ステーションを新たに設置し、在宅での健康状態の管理や回復に向けた支援を行う訪問看護を実施するため、所要の改正を行うものです。

議案第 44 号は、山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正

であります。

これは、山陽小野田市民病院に新たに設置する訪問看護ステーションを利用する際の利用料を定めるとともに、部屋の広さ及び設備が同一である市民病院の特別室料を統一するため、所要の改正を行うものです。

議案第 45 号は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可についてであります。

これは、令和5年4月17日付けで、公立大学法人山陽小野田市立山口東京 理科大学から施設利用料及び教職関係実験実習費について、料金の上限の一部 変更についての認可申請があり、内容を審査した結果、認可は適当であると判 断しましたので、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、議会の議 決を求めるものです。

議案第 46 号は、山陽小野田市防災情報伝達システム整備工事(屋外スピーカー整備)請負契約の締結についてであります。

これは、南海トラフ地震等による津波被害対策の一環として、沿岸部にJア ラートと連動する屋外スピーカー設備の新設及び既存の防災情報伝達システム 機器の更新を行うものです。

当該事業は、既存の防災情報伝達システムへ設備を追加するものであり、Jアラート受信システム、防災無線システム、防災ラジオを緊急時に自動で起動させるためのシステムなど、複数のシステムが密接に関連している中で、災害時に確実に動作することが求められることから、業者の選定方法について慎重に検討を行った結果、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、現在本市の既存の防災情報伝達システムを整備し、保守を行っている山口自動車無線株式会社を契約の相手方とすることに決定しましたので、当該相手方と工事請負契約を締結するため、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。